

意見書

2021年 11月 22日


公立大学法人青森公立大学
理事長 石川 浩明 様

2021年11月16日付をもって意見を求められた公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正について、下記のとおり意見を提出します。

記

本案件は青森県及び青森市の給与改定に準じて青森公立大学職員の給与規程を改定して一部給与を引き下げるものである。この給与引き下げについては青森公立大学教職員の意見も踏まえながらも、社会事情からやむを得ないものであるためこの取り決めに容認することとする。

(労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の)

・ 職名 講 師 ・ 氏名 安田 公治 

(労働者の過半数を代表する者の選出方法)

・ 投票による信任